

令和4年9月

萩市議会定例会議案

## 議 案 目 次

議案番号	件 名	
55	令和4年度萩市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について	1
56	令和4年度萩市一般会計補正予算（第5号）	9
57	令和4年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）	17
58	令和4年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1号）	21
59	令和4年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	25
60	令和4年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	29
61	令和4年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	33
62	令和4年度萩市水道事業会計補正予算（第1号）	37
63	令和4年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）	45
64	令和4年度萩市病院事業会計補正予算（第1号）	53
65	令和3年度萩市一般会計決算認定について	59
66	令和3年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について	61
67	令和3年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定について	63
68	令和3年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定について	65
69	令和3年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について	67
70	令和3年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	69
71	令和3年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について	71
72	令和3年度萩市水道事業会計決算認定について	73
73	令和3年度萩市下水道事業会計決算認定について	75
74	令和3年度萩市病院事業会計決算認定について	77
75	萩市浜崎伝建地区町屋モデル施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例	79
76	萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	83
77	萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	87
78	萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を	

	改正する条例	89
79	工事請負契約の締結について	91
80	人権擁護委員の候補者の推薦について	93



## 議案第55号

令和4年度萩市一般会計補正予算（第4号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度萩市一般会計補正予算（第4号）を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により、市議会の承認を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和4年8月2日



## 令和4年度萩市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度萩市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,600千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,550,615千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年8月2日

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 地方交付税		11,850,000	14,300	11,864,300
	1. 地方交付税	11,850,000	14,300	11,864,300
22. 市債		2,093,400	32,300	2,125,700
	1. 市債	2,093,400	32,300	2,125,700
歳入	合 計	30,504,015	46,600	30,550,615

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 災害復旧費		25,712	46,600	72,312
	1. 農林水産施設災害復旧費	12,212	40,600	52,812
	2. 土木施設災害復旧費	13,500	6,000	19,500
歳出	合計	30,504,015	46,600	30,550,615

第 2 表 地方債補正

起	債	の	目	的	補正後			
					上段	下段		
業	設	災	害	復	旧	事		
施	災	害	復	旧	事	業		
木	設	災	害	復	旧	事		
土	設	災	害	復	旧	事		
合	計	計	計	計	計	計		
							額	
農	業	施	災	害	復	旧	事	業
								費
								26,400
								100
土	木	施	災	害	復	旧	事	業
								費
								6,000
								—
								2,125,700
								2,093,400



## 議案第56号

### 令和4年度萩市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度萩市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,195,051千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 地方交付税		11,864,300	189,408	12,053,708
	1. 地方交付税	11,864,300	189,408	12,053,708
15. 国庫支出金		3,504,076	170,767	3,674,843
	1. 国庫負担金	2,168,269	166,750	2,335,019
	2. 国庫補助金	1,325,627	4,017	1,329,644
16. 県支出金		2,428,114	6,816	2,434,930
	2. 県補助金	1,216,537	6,816	1,223,353
20. 繰越金		1	50,515	50,516
	1. 繰越金	1	50,515	50,516
21. 諸収入		766,099	830	766,929
	4. 雑入	261,354	830	262,184
22. 市債		2,125,700	226,100	2,351,800
	1. 市債	2,125,700	226,100	2,351,800
歳入	合 計	30,550,615	644,436	31,195,051

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 総務費		4,500,981	22,402	4,523,383
	1. 総務管理費	3,917,388	22,402	3,939,790
3. 民生費		8,824,644	12,167	8,836,811
	3. 老人福祉費	2,782,015	420	2,782,435
	4. 児童福祉費	2,536,230	11,747	2,547,977
4. 衛生費		2,922,678	9,788	2,932,466
	1. 保健衛生費	2,183,334	5,928	2,189,262
	2. 清掃費	739,344	3,860	743,204
6. 農林水産業費		2,276,550	68,674	2,345,224
	1. 農業費	1,382,811	63,686	1,446,497
	3. 水産業費	545,653	4,988	550,641
7. 商工費		2,540,171	195,450	2,735,621
	1. 商工費	1,725,643	195,450	1,921,093
8. 土木費		1,832,052	16,635	1,848,687
	2. 道路橋りょう費	554,069	1,296	555,365
	3. 河川費	69,949	80	70,029
	5. 都市計画費	701,739	15,259	716,998
9. 消防費		1,472,490	3,276	1,475,766
	1. 消防費	1,472,490	3,276	1,475,766
10. 教育費		2,578,020	66,044	2,644,064
	1. 教育総務費	182,101	430	182,531
	2. 小学校費	543,995	20,794	564,789
	3. 中学校費	565,923	9,576	575,499
	4. 社会教育費	1,063,406	30,416	1,093,822

	5. 保健体育費	222, 595	4, 828	227, 423
11. 災害復旧費		72, 312	250, 000	322, 312
	2. 土木施設災害復旧費	19, 500	250, 000	269, 500
歳 出	合 計	30, 550, 615	644, 436	31, 195, 051

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業	名	金額
11. 災害復旧費	2. 土木施設災害復旧費	土木施設	旧事業	250,000
合 計				250,000

第3表 債務負担行為補正

事業	項目	期間	限	額	
				下段	上段
サ ン ラ イ フ	指 定 管 理 事 業	令和5年度から 令和7年度まで	55,654	—	千円
	合 計		416,760	361,106	

第 4 表 地方債補正

起業立地債の項目	補正後	
	上段	下段
	補正前	補正前
	限	額
企業立地債	193,000	-
土木施設	89,200	6,000
臨時財	189,900	240,000
合計	2,351,800	2,125,700

## 議案第57号

### 令和4年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和4年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,700,605千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 県支出金		5,097,569	165	5,097,734
	1. 県補助金	5,097,569	165	5,097,734
5. 繰入金		658,235	703	658,938
	2. 基金繰入金	99,878	703	100,581
6. 繰越金		1	3,237	3,238
	1. 繰越金	1	3,237	3,238
歳入	合 計	6,696,500	4,105	6,700,605

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		115,068	165	115,233
	1. 総務管理費	100,889	165	101,054
7. 諸支出金		127,000	3,940	130,940
	1. 償還金及び還付加算金	34,553	3,940	38,493
歳出	合計	6,696,500	4,105	6,700,605

## 議案第58号

### 令和4年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和4年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ708,806千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5. 繰入金		278,408	3,506	281,914
	1. 一般会計繰入金	185,961	3,506	189,467
歳入	合計	705,300	3,506	708,806

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		395,746	3,506	399,252
	1. 施設管理費	390,791	3,506	394,297
歳出	合計	705,300	3,506	708,806

## 議案第59号

### 令和4年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度萩市の休日急患診療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106,559千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5. 繰入金		77,568	1,759	79,327
	1. 一般会計繰入金	77,568	1,759	79,327
歳入	合計	104,800	1,759	106,559

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		91,943	1,759	93,702
	1. 施設管理費	91,837	1,759	93,596
歳出	合 計	104,800	1,759	106,559

## 議案第60号

### 令和4年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度萩市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,006,453千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 繰越金		1	14,453	14,454
	1. 繰越金	1	14,453	14,454
歳入	合計	992,000	14,453	1,006,453

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		947,791	14,453	962,244
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	947,791	14,453	962,244
歳出	合計	992,000	14,453	1,006,453

## 議案第61号

### 令和4年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,431千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,187,831千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 支払基金交付金		1, 508, 470	96	1, 508, 566
	1. 支払基金交付金	1, 508, 470	96	1, 508, 566
8. 繰越金		1	63, 335	63, 336
	1. 繰越金	1	63, 335	63, 336
歳入	合 計	6, 124, 400	63, 431	6, 187, 831

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 基金積立金		164	96	260
	1. 基金積立金	164	96	260
5. 諸支出金		1,221	63,335	64,556
	1. 償還金及び還付加算金	1,221	63,335	64,556
歳出	合計	6,124,400	63,431	6,187,831

## 議案第62号

### 令和4年度萩市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度萩市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度萩市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

#### 支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,099,000	34,000	1,133,000
第1項 営業費用	1,033,299	37,400	1,070,699
第2項 営業外費用	60,701	△3,400	57,301

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫



令和4年度萩市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 水道事業 費用		1,099,000	34,000	1,133,000			
(項) 1. 営業費用		1,033,299	37,400	1,070,699			
	1. 原水費	294,476	37,400	331,876			
					動力費	37,400	電力使用料
(項) 2. 営業外費用		60,701	△ 3,400	57,301			
	3. 消費税等	6,447	△ 3,400	3,047			
					消費税等	△ 3,400	消費税及び地方消費税

## 令和4年度萩市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

		千円
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
当年度純利益 (△は純損失)	△58,000	
減価償却費	454,703	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	700	
長期前受金戻入額	△140,807	
受取利息及び受取配当金	△121	
支払利息	54,253	
未収金の増減額 (△は増加)	△2,610	
未払金の増減額 (△は減少)	△15,660	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1	
固定資産除却費	37,241	
退職給付引当金の増減 (△は減少)	12,000	
賞与引当金の増減 (△は減少)	798	
法定福利費引当金の増減 (△は減少)	346	
小計	342,844	
利息及び配当金の受取額	121	
利息の支払額	△54,253	
業務活動によるキャッシュ・フロー	288,712	
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△649,343	
国庫補助金等による収入	17,406	
未収金の増減額 (△は増加)	1,083	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△630,854	
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	504,500	
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△326,212	
他会計からの出資による収入	116,593	
財務活動によるキャッシュ・フロー	294,881	
資金増加額 (又は減少額)	△47,261	
資金期首残高	1,765,577	
資金期末残高	1,718,316	

令和4年度萩市水道事業予定損益計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給水収益	605,700		
(2) 受託工事収益	50		
(3) その他営業収益	8,558	614,308	
2 営業費用			
(1) 原水費	307,333		
(2) 配水費	87,803		
(3) 受託工事費	52		
(4) 業務費	80,355		
(5) 総係費	67,663		
(6) 減価償却費	454,703		
(7) 資産減耗費	37,241		
(8) その他営業費用	50	1,035,200	
営業損失			420,892
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	121		
(2) 受託手数料	876		
(3) 県支出金	3,616		
(4) 他会計補助金	234,016		
(5) 長期前受金戻入	140,807		
(6) 雑収益	44,256	423,692	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	54,253		
(2) 雑支出	1,547	55,800	367,892
経常損失			53,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純損失			58,000
前年度繰越利益剰余金			628,771
当年度未処分利益剰余金			570,771

令和4年度萩市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		173,104		
ロ 建物	749,283			
減価償却累計額	<u>△ 462,033</u>	287,250		
ハ 構築物	15,999,718			
減価償却累計額	<u>△ 8,482,908</u>	7,516,810		
ニ 機械及び装置	3,756,274			
減価償却累計額	<u>△ 2,495,365</u>	1,260,909		
ホ 車両及び運搬具	34,496			
減価償却累計額	<u>△ 18,119</u>	16,377		
ヘ 工具器具及び備品	70,146			
減価償却累計額	<u>△ 39,608</u>	30,538		
ト 建設仮勘定		339,110		
有形固定資産合計			9,624,098	
(2) 無形固定資産				
イ 庁舎利用権		8,167		
ロ 電話加入権		302		
ハ ダム使用権		92,183		
無形固定資産合計			<u>100,652</u>	
固定資産合計				<u>9,724,750</u>
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,718,316	
(2) 未収金		358,025		
貸倒引当金		<u>△ 6,837</u>	351,188	
(3) 貯蔵品			18,248	
流動資産合計			<u>2,087,752</u>	
資産合計				<u><u>11,812,502</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

4,249,721

企業債合計

4,249,721

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

228,143

ロ 修繕引当金

180,000





議案第63号

令和4年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度萩市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度萩市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 下水道事業収益	2,097,000	24,579	2,121,579
第2項 営業外収益	1,454,986	24,579	1,479,565

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	2,097,000	24,579	2,121,579
第1項 営業費用	1,915,954	24,979	1,940,933
第2項 営業外費用	176,046	△400	175,646

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	1,118,000	2,500	1,120,500
第4項 出資金	275,517	2,500	278,017

## 支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 資本的支出	1,608,000	2,500	1,610,500
第 2 項 企業債償還金	835,451	2,500	837,951

(他会計からの補助金)

第 4 条 予算第 10 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

既 決 額	補 正 額	計
801,413	24,579	825,992

令和 4 年 9 月 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和4年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款)							
1. 下水道事業 収益		2,097,000	24,579	2,121,579			
(項)							
2. 営業外収益		1,454,986	24,579	1,479,565			
	3. 他会計補助 金	760,796	24,579	785,375			
					一般会計補助 金	24,579	下水道事業運営費補助金

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款)							
1. 下水道事業 費用		2,097,000	24,579	2,121,579			
(項)							
1. 営業費用		1,915,954	24,979	1,940,933			
	1. 管渠費	119,989	539	120,528			
					動力費	539	電力使用料
	2. ポンプ場費	12,186	19	12,205			
					動力費	19	電力使用料
	3. 処理場費	473,302	24,421	497,723			
					動力費	24,421	電力使用料
(項)							
2. 営業外費用		176,046	△ 400	175,646			
	3. 消費税等	46,378	△ 400	45,978			
					消費税等	△ 400	消費税及び地方消費税

資本の収入及び支出

取 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の収入		1,118,000	2,500	1,120,500			
(項) 4. 出資金		275,517	2,500	278,017			
	1. 他会計出資金	275,517	2,500	278,017			
					一般会計出資金	2,500	企業債償還元金出資金

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 資本の支出		1,608,000	2,500	1,610,500			
(項) 2. 企業債償還金		835,451	2,500	837,951			
	1. 企業債償還金	835,451	2,500	837,951			
					企業債償還金	2,500	元金償還金

## 令和4年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益 (△は純損失)	0
	減価償却費	1,126,202
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	920
	長期前受金戻入額	△ 657,444
	受取利息及び受取配当金	△ 2
	支払利息	129,667
	未収金の増減額 (△は増加)	560
	未払金の増減額 (△は減少)	12,876
	固定資産除却費	63,158
	退職給付引当金の増減 (△は減少)	5,000
	賞与引当金の増減 (△は減少)	142
	法定福利費引当金の増減 (△は減少)	29
	小計	681,108
	利息及び配当金の受取額	2
	利息の支払額	△ 129,667
	業務活動によるキャッシュ・フロー	551,443
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 736,285
	国庫補助金等による収入	362,619
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 373,666
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	480,400
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 837,951
	他会計からの出資による収入	278,017
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 79,534
	資金増加額 (又は減少額)	98,243
	資金期首残高	469,805
	資金期末残高	568,048

## 令和4年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	500,073		
(2) 雨水処理負担金	65,666		
(3) その他営業収益	24,275	590,014	
2 営業費用			
(1) 管渠費	112,962		
(2) ポンプ場費	11,102		
(3) 処理場費	454,508		
(4) 総係費	120,019		
(5) 減価償却費	1,126,202		
(7) 資産減耗費	63,158		
(8) その他営業費用	1	1,887,952	
営業損失			1,297,938
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2		
(2) 県支出金	36,000		
(3) 他会計補助金	785,375		
(4) 長期前受金戻入	657,444		
(5) 雑収益	744	1,479,565	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	129,667		
(2) 雑支出	46,960	176,627	1,302,938
経常利益			5,000
5 予備費			
(1) 予備費	5,000	5,000	△ 5,000
当年度純利益			0
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			0

令和4年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		1,195,424		
ロ 建 物	3,082,541			
減価償却累計額	△ 1,637,100	1,445,441		
ハ 構 築 物	45,655,481			
減価償却累計額	△ 19,413,181	26,242,300		
ニ 機 械 及 び 装 置	12,492,325			
減価償却累計額	△ 9,475,368	3,016,957		
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	12,326			
減価償却累計額	△ 9,202	3,124		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	10,056			
減価償却累計額	△ 5,995	4,061		
ト 建 設 仮 勘 定		46,273		
有形固定資産合計			31,953,580	
固定資産合計				31,953,580
2 流動資産				
(1) 現金預金			568,048	
(2) 未収金		91,090		
貸倒引当金		△ 8,752	82,338	
流動資産合計				650,386
資産合計				32,603,966

負 債 の 部

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		8,837,214		
企業債合計			8,837,214	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		25,252		
引当金合計			25,252	
固定負債合計				8,862,466
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		818,218		
企業債合計			818,218	
(2) 未払金			171,978	



## 議案第64号

### 令和4年度菟市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度菟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度菟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

#### 支 出

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	2,938,877千円	90,800千円	3,029,677千円
第1項 医業費用	2,859,871千円	90,800千円	2,950,671千円

令和4年9月7日提出

菟市長 田 中 文 夫

令和4年度萩市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
(款)						
1. 病院事業費用			2,938,877	90,800	3,029,677	
(項)						
1. 医業費用			2,859,871	90,800	2,950,671	
	3. 経費		656,835	90,800	747,635	
		光熱水費	60,560	32,000	92,560	
		燃料費	21,288	3,000	24,288	
		賃借料	63,990	5,800	69,790	医師宿舍等借上料
		委託料	438,092	50,000	488,092	

# 令和4年度萩市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益（△は純損失）	△ 148,188
	減価償却費	151,762
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 23
	長期前受金戻入額	△ 3,637
	受取利息及び受取配当金	△ 6
	支払利息	33,709
	未収金の増減額（△は増加）	△ 29,984
	未払金の増減額（△は減少）	18,918
	たな卸資産の増減額（△は増加）	2,000
	固定資産除却費	8,242
	長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 12,471
	退職給付引当金の増減（△は減少）	20,007
	賞与引当金の増減（△は減少）	△ 1,979
	法定福利費引当金の増減（△は減少）	△ 469
	小計	37,881
	利息及び配当金の受取額	6
	利息の支払額	△ 33,709
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,178
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 221,425
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 221,425
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	239,400
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 292,513
	他会計からの出資による収入	176,717
	財務活動によるキャッシュ・フロー	123,604
	資金増加額（又は減少額）	△ 93,643
	資金期首残高	446,269
	資金期末残高	352,626

令和4年度萩市病院事業予定損益計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 医業収益			
(1) 入院収益	1,535,531		
(2) 外来収益	592,004		
(3) その他医業収益	217,159	2,344,694	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,518,393		
(2) 材料費	473,827		
(3) 経費	681,318		
(4) 減価償却費	151,762		
(5) 長期前払消費税額償却	8,581		
(6) 資産減耗費	10,242		
(7) 研究研修費	12,101	2,856,224	
医業損失			511,530
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	6		
(2) 他会計補助金	75,209		
(3) 補助金	13,258		
(4) 他会計負担金	400,773		
(5) 長期前受金戻入	3,637		
(6) その他医業外収益	14,580	507,463	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	33,709		
(2) 雑損失	110,412	144,121	363,342
経常損失			148,188
当年度純損失			148,188
前年度繰越欠損金			1,088,463
当年度未処理欠損金			1,236,651

# 令和4年度萩市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

## 資産の部

	千円	千円	千円	千円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		816,182		
ロ 建物	3,725,730			
減価償却累計額	<u>△ 2,422,331</u>	1,303,399		
ハ 構築物	223,766			
減価償却累計額	<u>△ 196,140</u>	27,626		
ニ 車両及び運搬具	3,657			
減価償却累計額	<u>△ 3,474</u>	183		
ホ 器械備品	1,980,261			
減価償却累計額	<u>△ 1,443,147</u>	537,114		
有形固定資産合計			2,684,504	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		734		
無形固定資産合計			734	
(3) 投資その他の資産				
イ 長期前払消費税		116,175		
投資その他の資産			116,175	
合計				2,801,413
2 流動資産				
(1) 現金預金			352,626	
(2) 未収金		449,927		
貸倒引当金		<u>△ 4,153</u>	445,774	
(3) 貯蔵品			14,840	
流動資産合計				<u>813,240</u>
資産合計				<u><u>3,614,653</u></u>

## 負債の部

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		2,038,255		
企業債合計			2,038,255	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		600,636		

	千円	千円	千円	千円
引当金合計			600,636	
固定負債合計				2,638,891
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		331,537		
企業債合計			331,537	
(2) 未払金			162,462	
(3) 預り金			1,010	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		74,759		
ロ 法定福利費引当金		14,725		
引当金合計			89,484	
流動負債合計				584,493
5 繰延収益				
(1) 長期前受金			251,415	
(2) 長期前受金額 収益化累計額			△ 172,436	
繰延収益合計				78,979
負債合計				3,302,363
		資 本 の 部		
6 資本金				1,335,030
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		7,667		
ロ 負担金		165,238		
ハ 県補助金		41,006		
資本剰余金合計			213,911	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理 欠損金		1,236,651		
利益剰余金合計			△ 1,236,651	
剰余金合計				△ 1,022,740
資本合計				312,290
負債資本合計				3,614,653

## 議案第65号

令和3年度萩市一般会計決算認定について

令和3年度萩市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市一般会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第66号

令和3年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について

令和3年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第 67 号

令和 3 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定について

令和 3 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算について、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和 3 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第68号

令和3年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定について

令和3年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第 69 号

令和 3 年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について

令和 3 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和 3 年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第70号

令和3年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和3年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第 7 1 号

令和 3 年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について

令和 3 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、市議会の認定を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和 3 年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）**



## 議案第72号

令和3年度萩市水道事業会計決算認定について

令和3年度萩市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市水道事業会計決算（別冊）**



## 議案第73号

令和3年度萩市下水道事業会計決算認定について

令和3年度萩市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市下水道事業会計決算**（別冊）



## 議案第74号

令和3年度萩市病院事業会計決算認定について

令和3年度萩市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、市議会の認定を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

**令和3年度萩市病院事業会計決算（別冊）**



## 議案第75号

萩市浜崎伝建地区町家モデル施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する  
条例

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市浜崎伝建地区町家モデル施設の公共施設等運営権に係る実施方針に 関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、地域のにぎわい創出と活性化を図るための市内外の来訪者との交流を目的とした施設（以下「施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
萩市浜崎伝建地区町家モデル	萩市大字浜崎町16番地

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、施設の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

2 前項の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

(1) 施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施

のために適切なものであること。

(2) 施設の運営等を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する施設の目的を達成するために、施設の提供、維持管理、その他施設の運営等に関する業務を行う。

2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めるものとする。

(利用料金)

第5条 施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、施設の利用状況等を勘案して、適正な額を公共施設等運営権者が定める。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収する。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第76号

萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

萩市職員の育児休業等に関する条例（平成17年萩市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げ

る場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に引き続き」を「満了後引き続き」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

## 議案第 77 号

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

令和 4 年 9 月 7 日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例（平成 31 年萩市  
条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表川上地域の項の次に次のように加える。

田万川地域	大字上田万、大字下田万、大字江崎、大字上小川東分、大 字上小川西分、大字中小川及び大字下小川
-------	---

別表中「川上地域」の次に「、田万川地域」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の萩市デジタル防災行政無線施設の設置及び管理に關する条例第 5 条に規定する受信設備の貸与に關し必要な申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（萩市防災行政無線施設（固定系）の設置及び管理に関する条例の廃止）

- 3 萩市防災行政無線施設（固定系）の設置及び管理に関する条例（平成 17 年萩市条例第 249 号）は、廃止する。



## 議案第78号

萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

### 萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

萩阿武川温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成17年萩市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

#### 1 浴室利用料金

区分		利用料金	
大人（中学生以上）		1回	550円
小人	小学生	1回	250円
	小学生未満	1回	100円
入浴回数券（12枚綴り）	大人	5,500円	
	小人	2,500円	
温泉パスポート（発行日から1月間有効）		7,000円	

#### 2 研修室利用料金

区分		利用料金	
		3時間まで	超1時間ごと
独占 団体	1／8（5畳程度）	310円	100円
	2／8（10畳程度）	520円	
	4／8（21畳程度）	1,050円	310円
	全室（2部屋）	3,140円	520円

#### 3 毛布等利用料金

区分	利用料金	
毛布	1枚	100円
バスタオル	1枚	100円
フェイスタオル	1枚	50円

#### 4 持込料

区分	料金
飲食品等	1人1回 50円

#### 5 コインスタンド利用料金

区分	数量	利用料金
コインスタンド	1000	100円

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第79号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結することについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年萩市条例第24号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 萩市南東部地区（福栄地域）「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化工事      |
| 2 工事場所   | 萩市南東部（福栄地域）  |
| 3 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 4 契約金額   | 金215,050,000円  |
| 5 契約の相手方 | 山口県山口市大内千坊6丁目8番1号<br>株式会社中電工 山口統括支社<br>執行役員支社長 野津 交起 |



## 議案第80号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を聞く。

令和4年9月7日提出

萩市長 田 中 文 夫

現住所

うめ だ みのる  
梅 田 実

略歴

現 川上地区社会福祉協議会職員

現住所

やま もと まさ お  
山 本 昌 男

略歴

現 人権擁護委員

現住所

さ さ き じん すけ  
佐 々 木 仁 資

略歴

現 人権擁護委員

現 選挙管理委員会委員

現住所

とも なか すず え  
友 中 鈴 江

略歴

現 人権擁護委員